

防犯用具

購入費等補助制度

令和7年度版



※過去に同補助金の
上限（16,000 円）
を受けたことがある
世帯主は対象外

補助対象者

申請日において刈谷市内に
住所を有する世帯の**世帯主**

※申請者、振込口座名義人ともに世帯主
※防犯対策をする住宅が市内であること



世帯主名で
申請するカリ～！

補助額

購入・設置費用の **5 割**

■ 1 世帯あたりの補助上限 16,000 円

■ 1,000 円未満切り捨て

※購入時のクーポン、ポイント等使用分は、
補助対象経費から除く

※過去（年度をまたぐ場合含む）の累計補助
申請額が上限 16,000 円に達するまでは何度
でも申請が可能

補助対象用具

令和7年4月1日以降に購入・設置した新品の防犯用具

補助対象となる防犯用具の例

区分	主な品目
住宅	門灯、屋外用センサーライト、カメラ付きインターホン、防犯対策効果のある防犯砂利、防犯対策効果のある錠、補助錠、サムターンカバー、ガードプレート、防犯ガラス、ガラス用防犯フィルム、ガラス破壊センサー、窓用格子、ダミーカメラ
自動車など	ハンドルロック、タイヤロック、警報装置

※自動車など…自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車

※**下記のような補助対象外となる品目もあります。**

詳細は、事前にお問い合わせください。

補助対象外

・防犯カメラの設置

※家庭用防犯カメラ、一定規模の集合住宅等の駐車場及び駐輪場に設置する防犯カメラの設置には、別途補助制度がありますのでご相談ください。

※補助対象となる防犯用具でも、防犯カメラ機能が付属しているものは対象外です。（カメラ付センサーライトなど）

・護身用具（防犯ブザー、催涙スプレー、スタンガンなど）

・ホームセキュリティなどのサービス契約

・門扉、フェンスなどの防犯対策以外の目的を有するもの

・家の中の鍵

・ドライブレコーダー、GPSによる追跡機器

・ステッカー、プレート

・汎用性のある付属品（延長コード、SDカード、結束バンドなど） 等

気を付けて！



補助金を受け取るまでの流れ

オンライン申請は
こちらから（市 HP）

店舗等で
防犯用具を
購入

刈谷市役所くらし安心課へ
必要書類を提出
（オンライン・窓口・郵送にて）

※一度に複数品目の申請ができます。



申請内容の
審査後、
補助金の
交付決定

※インターネットで購入する場合は、品名等必要項目の記載がある領収証
またはレシートの発行が可能か、事前に確認してください。

提出期間について

支払日	提出期間
令和7年4月1日（火曜）～令和8年3月31日（火曜）	令和8年3月31日（火曜） 17時15分まで

※購入、設置工事、支払い、申請がすべて同一年度内に終わるようにしてください。

※郵送の場合は、くらし安心課への提出期間内の到着が必須です。

（送付先）〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所 くらし安心課

必要書類

☐ 交付申請書兼請求書

☐ 同意書（賃借住宅の場合のみ）

市役所3階くらし安心課窓口及び
市ホームページで入手できます。

☐ 領収証またはレシートのコピー

※品名（規格）、支払日、販売店名もしくは取付業者が記載されたもの

※上記内容が確認できない（金額の記載のみの）金融機関での払込証明では不可

☐ 設置後の写真

※購入したすべての防犯用具を設置した後の写真が必要です。

（例）補助錠6個を購入・設置→6箇所の写真が必要

☐ 施工証明書

※自動車の警報装置など写真の撮影が困難な場合は、施工業者の証明が必要です。

☐ 自動車検査証のコピー（自動車・総排気量250cc超の自動二輪車用の防犯用具購入の場合のみ）

※自動車などの場合は、「自家用」および世帯構成者が「使用者」として記載された自動車検査証の提出が必要です。

設置後に撮った
写真は印刷して
提出してください！
（窓口、郵送の場合）



申請内容の審査、補助金の交付決定等

交付決定後、交付決定通知書を発送した上で、おおむね2か月後に指定の口座へ振り込みます。

また、必要に応じて、職員による実施状況調査を行います。

お問い合わせ先

刈谷市役所 くらし安心課 交通防犯係 TEL 0566-62-1010